

平成 2 1 年第 1 回 福島町議会定例会

議会提出議案説明資料

発議第 1 号関係

○福島町議会会議条例の制定について …………… P 1

発議第 2 号関係

○議会議員の報酬及び費用弁償等の支給に関する条例の一部改正について………… P 2

発議第 1 号関係

福島町議会会議条例の制定について

1. 提案の理由

福島町議会基本条例の制定により、議会会議規則の見直しと、議会委員会条例を包含し、議員の資質の向上と議会の活性化を図り、町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与するため、会議規則の全部の改正を行い会議条例として制定するものです。

2. 条例の主な内容

福島町議会基本条例に基づき、議会会議条例に議員の定数、議会や委員会等の開催及び運営並びに通年議会の施行に必要な条項を整理し、議会会議条例として新たな条例を制定するものです。

また、本条例制定に伴い、会議規則、議会議員の定数を定める条例、議会の定例会の回数を定め条例、委員会条例及び議会の定例会の招集時期を定める規則については廃止するものです。

3. 施行期日 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

発議第 2 号関係

議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1. 提案の理由

福島町議会基本条例の制定により「議会議員の報酬」を「議会議員の歳費」として統一し、題名及び条文の文言について整理するため、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

2. 改正の主な内容

「議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「議会議員の歳費及び費用弁償に関する条例」と題名を改正するとともに条文の文言「報酬」を「歳費」に統一し、議員の身分や性格、活動状況から適正な標準率を定めることができるよう、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

3. 施行期日 平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。